

足立区新田学園いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童生徒にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下、「法」という）第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）、「足立区いじめ防止基本方針」（平成26年2月7日）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「新田学園いじめ防止基本方針」を策定する。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

2 足立区新田学園いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ問題への対策を学校と足立区・教育委員会が主体的かつ相互に連携を図りながら進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、学校全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。なお、本方針は、いじめ問題対策の推進のために必要に応じ随時内容の見直しを行うものとする。

なお、いじめについては、「いじめた側が100%悪い」という認識をもつ。

3 いじめの防止に向けた学校の方針

- (1) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 児童生徒が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童生徒の発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

第2 いじめ防止等のために実施する施策

1 「新田学園いじめ防止基本方針」の策定

法第13条の規定、及び「足立区いじめ防止基本方針」に基づいて、本校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という）として定める。

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

本校は、複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。

構成メンバーは、企画委員会のメンバーと（関係する児童・生徒が所属する）学年主任・担任とし、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。状況に応じて、関係する児童・生徒の担任も会議に加わる。いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめ行為への対処を適切に行うため、教育委員会、開かれた学校づくり協議会、PTA、地域社会、関係諸機関等と連携して実効的な取組を行う。

3 具体的な取組

(1) いじめの防止・早期発見に関すること

ア 心の教育の充実

学校公開において、いじめに関する授業を年1回以上、実施する。

「生命尊重」に関する授業を、人権教育年間指導計画や道徳年間指導計画等に具体的に位置付け、学年の発達段階等に応じて指導内容の工夫を図り、確実に実施する。

イ 児童会・生徒会の活性化

「いじめ防止月間」を11月に設定し、児童会・生徒会が主体となって、いじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援をする。

例えば「いじめ防止標語」や「いじめ防止ポスター」など年度ごとに取組を決める。

ウ 学習環境の整備

授業規律の厳守、教室環境の整備を行い、ルールを守る意識を高揚させる。

エ 校内におけるいじめ防止研修の実施

管理職を中心に校内研修を企画し、いじめ防止研修を実施する。

オ スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーが授業や休み時間等に行う児童生徒の観察を、いじめの実態把握に役立てる。いじめが発生した場合は、いじめを受けた児童生徒のケアができるようにする。

カ 児童生徒の自己有用感の高揚

すべての児童生徒に活躍の場を与えるとともに、努力した姿などを認め、賞賛をすることで児童生徒一人ひとりに自信をもたせる。

キ 保護者への意識啓発

保護者会で学校のいじめ防止・いじめ対応の方針を周知し、協力を要請する。

保護者、地域を対象に、学校がいじめ防止教室を実施する。

ク いじめ相談窓口の拡大

学校内にいじめ相談箱を設置する。

相談箱とは「いじめを受けたり見たりした子どもが支援を訴えることができ、子どもの個人情報を守られるような箱」のこと

ケ 面談におけるいじめ調査

三者面談や二者面談において、担任等が個別にいじめの確認を行い、相談に応じる。

コ アンケート調査の実施

児童生徒を対象に年3回（6月、11月、2月）のアンケートを実施し、必要に応じて、事情を詳細に聞く。（複数教員の対応で聞く）

アンケートの方法

- ・ I 期（1～4年生）は10項目程度、小学生高学年（5，6年生）は14項目程度、中学生は20項目程度について聞く内容とする。
- ・ アンケートの方式は記号にマルをつける方式とする。
- ・ 各学年の副担任と生活指導主任でアンケート集計を行なう
- ・ まとめたデータ全校生徒分を全職員にマル秘事項として配布（担任・学年から報告する場を設ける）
- ・ アンケートの結果からいじめ、またはそれに近いと思われる場合は、速やかに詳細を聞く。
- ・ いじめと思われる場合は、担任または学年が速やかに防止対策委員会に報告をする。

（2）いじめの対応に関すること

「いじめ」であると判断された場合は、速やかに必要な措置・指導を行なう

ア いじめを受けた児童生徒を最優先

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保することを最優先に考え、大人が見守る体制を速やかに整備する。

イ 迅速な調査

早急に全容を解明するため、児童生徒からの聴き取りなどを組織的に行う。いじめの事実、及び学校の対応について、いじめに関わった児童生徒の保護者に報告し、いじめの解消に向けて協力を要請する。調査結果については教育委員会に報告する。

ウ 具体策を決める

問題の発見・解決には一刻・一瞬を大切に、早期に対応し、解決の方向は具体的に決定される。

「問題の解決」には、委員会を中心に全教職員が、一致して当事者として対応する。

「問題」が発生したら、「解決」を確認するまで、追求する。委員は「途中経過」や「解決」の報告を全体に行う。

当初の方策から1週間程度経っても改善が見られないときは、別途具体的方針をたてる。

いじめがなくなったかどうかの最終判断は管理職（校長・副校長）で行なう。

エ 関係機関との連携

こども支援センターげんき等の相談機関と連携して対応にあたる。

いじめを行った児童生徒について、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための対応策を警察や児童相談所等と連携して講じる。

第3 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条において以下のように示されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としている。ただし、日数だけではなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態ととらえ対処する。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を区長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会に調査を依頼する。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。学校が行った調査については報告をする。

第4 アンケートの具体的内容

【小学部Ⅰ期】

- ①から⑩までの 質問（しつもん）に あてはまる場合（ばあい）は、○をあてはまらない場合（ばあい）は、×を書（か）いてください。
- ① 2月の初めから今日（きょう）まで、友（とも）だちからいじめられたことはありますか。
 - ② 友（とも）だちからのいじめは、まだ続（つづ）いていますか。
 - ③ 悪口（わるくち）や いやなことを い言われる。
 - ④ 仲間（なかま）はずれにされたり、自分（じぶん）が話（はな）しても 答（こた）えてくれなかったりする。
 - ⑤ 「○○遊（あそび）」や「○○ごっこ」といってぶたれたり、けられたりする。
 - ⑥ きつくぶたれたり、けられたりする。
 - ⑦ お金（かね）や ものを とられる。
 - ⑧ 物をとられたり、かくされたり、こわされたり、すてられたりする。
 - ⑨ いやなことや、はずかしいことを させられる。
 - ⑩ パソコンやけいたい電話（でんわ）で いやなことを 書（か）かれたことがある。
 - ⑪ いやなことを されたとき、相談（そうだん）できる人はいますか。
 - ⑫ 「友（とも）だちが いじめられてるのを見（み）たことがあります。」など、先生（せんせい）につたえたいことがあったら、書いてください。

【小学部高学年（5，6年生）】

それぞれの項目で次のようにアンケートをとる。

1. ある 2. 1～2度ある 3. 過去にはあったが今はない 4. ない
- (1) 自分の持ち物をかくされることがありますか？
 - (2) 自分の持ち物や机などに落書きをされたり、傷つけられたりすることがありますか？
 - (3) 友達に話しかけているのに、口をきいてもらえなかったり、仲間はずれにされたりすることがありますか？
 - (4) いやな思いをすることを、わざと聞こえるように言われることがありますか？
 - (5) 友達から命令されるような言い方をされることがありますか？
 - (6) 何もしていないのに、思い切りたたかれたりけられたりすることがありますか？
 - (7) やりたくないことを一方的に押し付けられることがありますか？
 - (8) いやなあだ名を付けられ、しつこく言われることがありますか？
 - (9) 失敗をした時に、自分だけやじをとばされたり冷やかされたりすることがありますか？
 - (10) 「ちくるなよ」などとおどされることがありますか？
 - (11) みんな同じことをしているのに、自分だけが注意を受けたり責められたりすることがありますか？
 - (12) いやな思いをする内容の手紙やメールをもらうことがありますか？
 - (13) あなたは、周りからいじめられていると思うことがありますか？
 - (14) あなたのクラスに、いじめられているかも、と思う人はいますか？
- ◎ 先生に知っておいてほしいことがあれば、下に書いてください。

【中学部】

- (1) あなたは自分の持ち物を隠されたことがありますか。
- (2) あなたは自分の持ち物や机などに落書きや傷をつけられたことがありますか。
- (3) 無視や仲間はずれをされることがありますか。
- (4) あなたが会話の中に入ろうとすると、周囲の人がはなれていったり会話をやめたりすることがありますか。
- (5) わざと聞こえるように、いやがることを言われることがありますか。
- (6) お金や物を持ってくるように、要求されたことがありますか。
- (7) お金や物を賭(か)けた遊びをしたことがありますか。
- (8) プロレスごっこや遊びの中で、苦痛を感じたことがありますか。
- (9) 何もしていないのに暴力をふるわれることがありますか。
- (10) わざとぶつかってきたり、たたかれたりすることがありますか。
- (11) 一部の人に物を持たされたり、こき使われたりすることがありますか。
- (12) やりたくないこと(係の仕事、掃除等)を押し付けられることがありますか。
- (13) いやなあだ名をつけられ、しつこく言われたことがありますか。
- (14) あなたが失敗するとヤジや冷やかしの言葉がありますか。
- (15) 何かあると自分のせいにされることがありますか。
- (16) わざと服を汚されたことがありますか。
- (17) 「チクるなよ」と脅(おど)されたことがありますか。
- (18) あなたに対していたずら電話や不審な電話がかかってきたことがありますか。
- (19) あなたは、周りにいじめられていると思いますか。
- (20) あなたのクラス(今のクラス)や部活に「いじめ」はありますか。

これ以外に、先生に知って欲しいことがありますか。あれば書いて下さい。

※それぞれの項目で、次のようにアンケートをとる。

- 1 ある→(a) 1・2回 (b) 3・4回 (c) 5回以上
- 2 ない